

# 岐阜県体操協会規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

本会は岐阜県体操協会と称する。

### 第2条 (事務所)

本会の事務所を、OKB体操アリーナ（岐阜県安八郡安八町氷取字金沼 222-11）内に置く。

### 第3条 (目 的)

本会は岐阜県における体操界を統括し、代表する団体として体操競技および新体操（以下体操という）の普及発展を図り、もって県民の心身の健全な発展に寄与するとともにスポーツ精神を養うことを目的とする

### 第4条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するためにつきの事業を行う。

- (1) 体操の強化発展、普及広報に関すること。
- (2) 体操審判員および体操指導者の養成のための講習会、スポーツ教室等の開催に関すること。
- (3) 各種の体操競技会の開催、ならびに援助
- (4) 各種の体育大会、競技大会への体操選手団の派遣。
- (5) 体操功労者および優秀選手ならびに優秀団体の表彰に関すること。
- (6) 競技力の向上に関すること。
- (7) 体操全般に関する調査・研究に関すること
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

## 第2章 評 議 員

### 第5条 (評議員)

別に定める登録規定により、役員登録した者をもって評議員とする。

### 第6条 (評議員の任務)

評議員は評議員総会を組織し、本会で定める事項の遂行にあたる。

## 第3章 資 格

### 第7条 (資 格)

本会は財団法人日本体操協会および財団法人岐阜県体育協会ならびに東海体操協会に加盟する代表権を有する。

## 第4章 役 員

### 第8条 (役 員)

本会につきの役員を置く。

会 長	副 会 長	理 事 長
副理事長	常任理事	理 事
事務局長	監 事	

### 第9条 (役員を選任)

1. 会長、副会長、理事および監事は評議員総会で評議員のうちから選任する。
2. 理事長および副理事長・常任理事・事務局長は理事のうちから理事の互選による。

### 第10条 (役員の仕事)

1. 会長は本会を代表して会務を統轄し諸会議を招集するとともに評議員総会および理事会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときはあらかじめ定められた順序によりその職務を代行する。
3. 理事長は会長を補佐し理事会を代表し会務を掌理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。
5. 常任理事は会長および理事長を補佐する。
6. 事務局長は理事長を補佐し本会の会務を担当する。
7. 理事は本会の会務を審議する。
8. 監事は独立して本会の会計経理を監査する。

第11条 (役員任期)

1. 本会の役員任期は2年とし再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が選出されるまでその職務を行う。

第12条 (役員解任)

役員はつぎの各号の一つに該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上の賛同を得て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、任務に耐えられないと認められるとき。
- (2) 任務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) その他、一身上の都合で任務に耐えられないと認められるとき。

第5章 名誉会長・顧問および参与

第13条 (名誉会長)

本会に名誉会長を置くことができる。

名誉会長は本会に特に功労のあった者より理事会の推薦により、評議員総会で推戴する。名誉会長は本会の目的達成のために、必要あるときは会長に助言する。

第14条 (顧問)

顧問は本会の発展に寄与した者から理事会で推薦し、会長が委嘱する。

顧問は会長および理事会の諮問に応じ助言する。

第15条 (参与)

参与は高体連・中体連専門部長を理事会で推薦し、会長が委嘱する。

参与は理事会の諮問に応じ助言する。

第6章 機関および会議

第16条 (機関)

本会につぎの機関を置く。

- (1) 評議員総会
- (2) 常任理事会・理事会
- (3) 専門部会・委員会

第17条 (評議員総会)

1. 評議員総会は、本会における最高の決議機関であり、年1回開催しつぎの事項を審議し承認する。

- (1) 事業報告および収支決算に関すること。
- (2) 事業計画および収支予算に関すること。
- (3) 役員選任に関すること。
- (4) 規約の制定改廃に関すること。
- (5) その他本会の会務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの。

2. 会長が必要と認めた場合、または評議員の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して要求があったときは、その要求があった日から3週間以内に臨時評議員総会を招集しなければならない。

第18条 (常任理事会・理事会)

1. 常任理事会は会長・副会長・常任理事をもって構成し、緊急を要すると認められた事項について審議し、後日理事会の追認を受けなければならない。

2. 理事会は会長・副会長・常任理事・理事をもって構成し、下記事項および常任理事会からの事項について、審議し承認をする。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 規定、細則の制定改廃に関し、議決承認に関すること。
- (4) その他会務運営上必要な事項。

第19条 (専門部・委員会)

1. 専門部・委員会は本会事業の推進および専門的技術普及発展選手強化等のため設ける。

2. 専門部・委員会は理事会で選任する理事部長・委員長1名と部員・委員若干名で構成し業務を遂行する。

また各々副部長・副委員長を置くことがある。

3. 部員および委員の任期は2年とし再任を妨げない。

第20条 (専門部・委員会の任務)

1. 専門部・委員会は以下各号について研究協議の上、関係事項を処理し必要な事項について理事会に諮る。

(1) 審判ならびに採点規則に関する事項。

(2) 選手強化に関する事項。

(3) 各種競技大会運営に関する事項。

(4) 普及に関する事項。

(5) 規定演技に関する事項。

(6) 技術に関する事項。

(7) その他専門的な事項。

2. 専門部・委員会の運営に関する細則は、理事会の承認を経て別に定める。

第21条 (定足数)

諸会議は、現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

ただし、当該議事についてあらかじめ委任状により意思を表示した者は出席とみなす。

第22条 (議決)

諸会議の議決は、この規約に別段に定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 会 計

第23条 (会計)

本会の事業遂行に要する経費は、つぎの運用資産をもって支弁する。

(1) 事業に伴う収入。

(2) 寄付金、賛助金。

(3) 補助金または助成金

(4) 加盟金および役員選手登録料。

(5) その他の収入。

第24条 (運用資産の管理)

本会の運用資産は会長が管理し、常任理事のうち会長が委嘱した会計担当者が確実に保管する。

第25条 (収支決算・収支予算)

1. 本会の決算は会計事業年度終了後、会計担当者が収支決算報告書類を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受けて評議員総会に提案し、その議決を受けなければならない。

2. 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は毎会計事業年度開始前に会計担当者において作成し、理事会の承認を受けて評議員総会に提案し、その議決を受けなければならない。

第26条 (会計事業年度)

本会の会計事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第27条 (書類および帳簿の備付)

1. 本会の事務所につぎの書類および帳簿を備え付けなければならない。

(1) 規約・規定

(2) 収入および支出に関する帳簿ならびに証拠書類

(3) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第1号および第2号の書類は10年保存しなければならない。

## 第8章 そ の 他

### 第28条 (加盟規定・登録規定)

本会の加盟規定および登録規定は理事会の承認を経て別に定める。

## 第9章 補 則

### 第29条 (細 則)

本規約に規定のない細則は必要に応じて理事会で定める。

### 第30条 (疑 義)

本会の規約、規則、規定において解釈に疑義が生じたときは理事会の解釈に従う。

\*この規約は、昭和56年 4月 1日制定し、同日より施行する。

\*この規約は、平成 5年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規約は、平成 9年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規約は、平成15年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規約は、平成17年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規約は、平成25年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規約は、平成28年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

## 岐阜県体操協会加盟規定

### 第1条 (加盟規定の制定)

岐阜県体操協会（以下本会という）規約第8章第28条（加盟規定・登録規定）をつぎのように定める。

### 第2条 (加盟申請)

1. 本会に新たに加盟しようとする岐阜県下に正規な練習場所を有するクラブ等の団体、および個人はつぎに掲げる書類を会長あてに、団体代表者および個人該当者より提出し理事会の承認を受けて加盟する。

(1) 加盟申込書（団体名称、所在地、代表者名および責任者名、団体加盟者名簿一覧表）  
ただし、個人については（氏名、現住所、年齢、性別、職業または勤務先）

2. 上項の加盟申込書は、財団法人日本体操協会制定の書類をもってこれに代える。

### 第3条 (登録料の納入)

前条により承認を受けた加盟団体および個人は、別に定める登録規定に従い毎年期日までに登録料を納入しなければならない。

なお、既納の登録料は、いかなる理由があってもこれを返金しない。

### 第4条 (変更等の届出)

加盟団体および個人は、提出した書類に変更を生じたときは、直ちにその旨を本会会長あてに届け出なければならない。

### 第5条 (資格喪失)

加盟団体および個人は、つぎの事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱 退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除 名

### 第6条 (脱 退)

加盟団体および個人が脱退をしようとするときは、その事由を付した脱退届を会長あてに提出しなければならない。

### 第7条 (除 名)

加盟団体および個人がつぎの一に該当したときは、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経て会長がこれを除名する。

- (1) 加盟団体および個人として義務違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
- (3) その他登録料を2カ年以上滞納したとき

## 第8条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、理事会の議決による。

\*この規定は、昭和56年 4月 1日制定し、同日より施行する。

\*この規定は、平成 5年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規定は、平成 9年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規定は、平成15年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

## 岐阜県体操協会派遣役員選手選考規程

### 第1条 (役員選手の条件)

岐阜県体操協会（以下本会という）に役員選手登録した者で、諸行事等に積極的に参加する者であること。

### 第2条 (役員選手の選考)

役員選手の県外派遣の選考については理事会（派遣役員選手選考会での）で審議し、会長がこれを決定する。

### 第3条 (その他)

本規定施行上について疑義を生じたときは、理事会の解釈に従う。

### 第4条 (規定の改廃)

本規定の改廃は、理事会の議決による。

\*この規定は、昭和56年 4月 1日制定し、同日より施行する。

\*この規定は、平成 5年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規定は、平成 9年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規定は、平成15年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

## 岐阜県体操協会登録規定

### 第1条 (趣 旨)

この規定は岐阜県体操協会（以下本会という）の役員および選手の登録（以下登録という）についてこれを定める。

登録とは体操の普及発展に寄与するために、それぞれの団体および個人において名誉を守り役員および選手資格を確保する目的により自ら申請しなければならない。

### 第2条 (会員の種別)

会員の種別は、財団法人日本体操協会の登録規定を準用し、つぎのとおりとする。

#### (1) 特別会員

本会の名誉会長、顧問、参与

#### (2) 役 員

本会の会長、副会長、常任理事、理事、監事・財団法人日本体操協会認定の公認審判員、選手を指導する者、その他役員登録をした者

#### (3) 選 手

選手として競技会等に参加しようとする者

### 第3条 (登録の範囲)

登録のできる者の範囲は、県内に住民登録を有している者または県内に勤務場所・就学校・就クラブを有している者であって、それぞれの所属する加盟団体は県内に正規な練習場所を有し、協調の精神を遵守し岐阜県体操界の発展に寄与する努力を惜しまない団体および個人であること。

### 第4条 (重複登録)

登録を申請しようとする者が第2条による会員の二つ以上に重複するときはそれぞれについて登録する。

ただし、この場合登録料は重複納入しなければならない。

#### 第5条 (登録申請方法)

財団法人日本体操協会制定の様式により、別に定める登録料を添えて申請を行う。  
なお、既納の登録料は、いかなる理由があってもこれを返金しない。

#### 第6条 (登録申請期間)

1. 登録申請期間は、当該年度の 4月 1日から 5月31日までとする。
2. 登録申請期間を経過した場合でも事情により理事会で審議し、会長が決定した場合に限り当該年度会員としての資格を有する。

#### 第7条 (有効期間)

本会が申請を受理した日から翌年 3月31日までとする。

#### 第8条 (罰 則)

登録を申請しない者に対し本会は、当該年度役員または選手として認めないとともにつぎの罰則を適用する。

1. 本会の運営および競技会等各種行事の企画運営に役員として参画することは拒否される。
2. 公認審判員資格を取り消すことがある。
3. 監督または選手として競技会に参加することを拒否することがある。
4. 選手を指導することを拒否することがある。

#### 第9条 (登録の拒否または取り消し)

登録が合法的であっても本会の目的やアマチュアスポーツ精神に反すると本会が認めたときは、登録を拒否または取り消すことがある。

#### 第10条 (登録料金)

1. 登録料金は財団法人日本体操協会登録規定第7条に準じ、別途これを理事会において決議し、本会が発行する「要覧」等で発表する。  
なお、登録分類は次のとおりとする。  
(1) 団体登録 (高校、大学は種別および男女別に、社会人・ジュニアクラブは男女別に  
中学校は所属単位毎)  
(2) 役員登録  
(3) 指導者登録  
(4) 審判員登録  
(5) 個人登録  
\*一般・実業団・大学生  
\*高校生  
\*中学生  
\*小学生
2. 本会に納入する登録料金は、本会の一般会計に繰り入れる。
3. 加盟団体への登録料金は、加盟団体の規定に従い本会の一般会計より支出し納付する。  
なお、加盟団体とは財団法人日本体操協会、財団法人岐阜県体育協会および東海体操協会等をいう。

#### 第11条 (登録料金の免除)

本規定第2条の特別会員に対する登録料金は理事会の決議によりこれを免除することがある。

#### 第12条 (その他)

本規定施行上について疑義を生じたときは、理事会の解釈に従う。

#### 第13条 (規定の改廃)

本規定の改廃は、理事会の議決による。

- \*この規定は、昭和56年 4月 1日制定し、同日より施行する。
- \*この規定は、平成 5年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。
- \*この規定は、平成 6年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。
- \*この規定は、平成 9年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

\*この規定は、平成15年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

## 岐阜県体操協会役員選考細則

### 第1条 (目的)

この細則は、規約第9条(役員を選任)に定める役員候補者選考の基準を目的とする。

### 第2条 (役員候補者選考)

役員候補者は、評議員の中から若干名を理事会においてあらかじめ選考し、評議員総会に提案し承認を受ける。

なお、高体連・中体連関係理事については、評議員総会までに未確定の場合は後日報告する旨の承認を受ける。

### 第3条 (役員の変更)

評議員総会において承認を受けた理事が、やむを得ない事情により任期の途中で退任の申請が合った場合は、理事会において審議し理事現在数の3分の2以上の議決により、会長が役員の変更を承認することがある。

この場合、変更役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4条 (疑義)

この細則の解釈で疑義が生じたときは、理事会の解釈に従う。

### 第5条 (細則の改廃)

この細則の改廃は、理事会の議決による。

\*この細則は、平成15年 4月 1日制定し、同日より施行する。

## 岐阜県体操協会表彰規定

### 第1条 (目的)

岐阜県体操協会(以下本会という)規約第4条第5項に基づき、本県の体操競技および新体操(以下体操という)振興に著しく貢献した者(団体)を表彰することを目的とする。

### 第2条 (表彰の種類)

表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 優秀選手、監督(チーム)賞
- (2) 特別優秀選手、監督(チーム)賞
- (3) 岐阜県体操協会功労賞

### 第3条 (受賞資格)

1.本会が行う表彰は次の各号のいずれかに該当する者(団体)とする。

- (1) 優秀選手、監督(チーム)賞
- (2) 特別優秀選手、監督(チーム)賞
- (3) 岐阜県体操協会功労賞
  - ・ 岐阜県体操協会に多大な貢献をした者(団体)。
  - ・ 会長、副会長、理事長、理事および監事を5期以上在職した者(会長、副会長、理事長は理事在職年数を含む)。

2.前項(1)(2)の表彰基準は次のとおりとし、内規を別に定める。内規は表彰委員会で検討し、理事会で承認を得るものとする。

(1) 優秀選手、監督(チーム)賞の基準

- A. 東海レベルの競技団体が主催する過去1年間の大会で、優勝した選手・監督(チーム)。
- B. 全国的レベルの競技団体が主催する過去1年間の大会で、内規に該当する選手・監督(チーム)。

(2) 特別優秀選手、監督（チーム）賞の基準

A. 国民体育大会、同レベルの過去1年間の全国大会で優勝した選手および監督。

B. オリンピック、同レベルの過去1年間の世界大会に出場した選手および監督。

3. 表彰委員会の委員は理事長、副理事長、事務局長、体操競技部長、新体操部長で構成する。委員長は委員から互選する。

第4条（被表彰者の決定）

各加盟団体からの推薦状を基に、理事会において審議の上、会長が、被表彰者および被クラブチームを決定する。

第5条（表彰の時期）

表彰の時期は、原則として岐阜県選抜体操競技・新体操選手権大会の開会式または総会時に行う。岐阜県体操協会功労賞については記念大会など特別な大会などに行う。

第6条（表彰の重複）

表彰の重複は、これを妨げない。

ただし、前第3条1の(3)の表彰を受けた者は、再度の表彰は行わない。

第7条（表彰の方法）

表彰の方法は、本会については個人表彰（チームメンバー選手を含む）は、表彰状と記念品の贈呈、チーム(本県代表チームおよびクラブチームをいう)表彰は表彰状のみの授与とする。

第8条（規定の改廃）

この規定の改廃は、理事会の決議による。

第9条（付 則）

前第3条（受賞資格）以外で功績があったと認められた者に対しては、理事会の決議により表彰することがある。

※この規定は、昭和60年 4月 1日制定し、同日より施行する。

※この規定は、平成 9年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

※この規定は、平成15年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

※この規定は、平成23年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

※この規定は、平成27年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。